

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 8 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 3 月 24 日
至 令和 3 年 3 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 8 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 3 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	欠		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	総 務
8	酒 井 伸 吾	○	○	農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
日程 4 議案第 16 号 合意解約通知の成立状況の確認
日程 5 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
日程 6 議案第 18 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号(農地法施行規則第 17 条)に規定する別段の面積(下限面積)の基準設定の必要性の有無について
日程 7 議案第 19 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 8 議案第 20 号 令和 3 年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認
日程 9 議案第 21 号 農用地等のあっせん申出

開会 午後 1 時30分

議長 これより第 8 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 8 名であります。
石田委員より欠席の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
7 番 峯田委員、8 番 酒井委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
3 月 12 日、「株式会社 M & S 牛舎新築工事に係る竣工式」には、私と事務局長が出席しております。
3 月 16 日、株式会社 M & S 施設見学には、田代委員、對木委員、松田委員、石田委員、事務局が出席しております。
3 月 19 日、一般社団法人北海道農業会議第 90 回総会は札幌市で開催し、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 報告第 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 報告第 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」
下記のとおり「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」があったので報告する。
令和 3 年 3 月 24 日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記。
号別 1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
先日、●●●に在住の●●●様より相続の届け出があり、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。
なお、この土地の一部は現在、●●●様が賃貸借により使用している場所でもあります。
以上、報告第 4 号の説明とさせていただきます。

議長 報告第4号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第4号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第16号「合意解約通知の成立状況の確認」についてを議題といたします。

なお、議案中、号別1につきましては、峯田委員は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。また、号別5と6につきましては、私と澁谷委員が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

《暫時休憩、峯田委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第16号「合意解約通知の成立状況の確認」

農地法第3条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和3年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名

号別1	貸主	●●●	借主	●●●
号別2	貸主	●●●	借主	●●●
号別3	貸主	●●●	借主	●●●
号別4	貸主	●●●	借主	●●●
号別5	貸主	●●●	借主	●●●
号別6	貸主	●●●	借主	●●●

次のページをお開き下さい。

号別1の解約になります。貸主 ●●●様と借主 ●●●様の合意解約になります。解約申入日、解約成立日、解約通知日は2月25日、土地の引き渡日は3月31日となっております。

この解約の経過につきましては、この解約地を隣接地で経営している

●●●様が経営規模拡大のため取得したいという意向を、現経営主であります●●●様の土地有効利用と株式会社 ●●●様が経営上、隣接地であり効率的に野菜生産が可能とのことからです。

以上、議案第16号 号別1の説明とさせていただきます。

議長

議案第16号の号別1の質疑をお受けいたします。

中河委員

一点確認しますけれども、これ●●●さんの土地なのですが、●●●さんよりあれですね。●●●さんより譲り受けたところだと思うのですが、それを解約して、●●●さんというお話がありました。あっせんするときには、ほかにもあの土地を譲り受けたいとかがいたはずです。今回の件については、草地から畑が足りないということで、それが認められるのかどうかということです。

当時はあっせんで農地が不足ということで、経営拡大なのかということで、あっせんしていると思うのです。もし●●●さんが必要ないということであれば、あの時点で他の方にあっせんされたのではないかと、うふうに考えられるものですから、その点をどのようにお考えになっているのか。

斉藤主幹

ここの土地ではないのですが、ここの土地に隣接する箇所が一昨年、●●●さんの土地、あっせんによって売買によって●●●様が取得されました。今回解約する部分はここの土地ではなくて、●●●様の土地、従来からもっている土地。ただ、その当時、あっせんの部分につきましては、一団地にすることによって、効率的に使えるという意味合いからも優先的にあっせんした経過があります。

この話は、昨年秋くらいからお話をいただいておりまして、●●●さんから、経営上どうしても隣の土地が必要だと、●●●さんとお話しされた経過があります。もともとはこの土地はお借りする予定はなかったのですが、相手の意向を十分に汲んで、こういうお話になったのです。というのは、ここの土地を売買して、当然、ご自身で使うということなので、翌年、この土地は合筆して地番整理をかけている。当然、自分の土地として将来的にも使うという意味合いから合筆をかけた、自分で費用、測量して合筆までした。当然、相手ありきではなくて将来的にも自分で使うということです。

実際は相手の意向を汲んだという結果で、申請行為をつい先日された。

ただ、法律上違法ではない。農業委員会では農地を適正に使って下さるのが第一条件なので、まずは申請をいただいて、この判断は農業委員に委ねるという内容です。

中河委員

内容はわかっているつもりですが、今後ともこういうようなケースが出てきた場合に、どのように対応していくのか、今回の件についても特殊は特殊と思うのですが、周りの方の感情を考えるとちょっと難しいところはあるのではないかと、今後、農業委員会の中でも検討していく課題になり得るのではないかと、意見ということでお願いいたします。

斉藤主幹

お話をいただいたときは、あっせんのことをお伝えして、権利設定は

できないということで、できないというよりは難しいということで、あつせんしたばかりなので難しいと伝えました。ご本人はそこを承知した上で、あつせんした部分は除いております。従来から所有されている●●●さんの土地ということなので、本来であれば●●●さんにとってはもっと効率的に違う場所を選定できたのですが、そういう理由であつせんした部分は外した。ただ、本来の主旨からは外れているねと、道義的な部分なのかなとは思っています。

議長 済んでしまったことは仕方ないのですが、これからのあつせんによつてこのようなことがないようにきちっとやっていただきたいと思います。正直なところですが、

やはり●●●としては、文句は言っていないけれども、やはり心の中は面白くないと思います。それ以上は言いませんが、そのようなことがないようにこれからのあつせんで間違いのない判断をしていただきたいと思います。

渋谷委員 ●●●さんは、現状足りないからここを使いたいということなのでしょうが、現状ハウス等々いま持っている土地は有効利用されているのでしょうか。それとここは何を作りたいと思っているのでしょうか。

斉藤主幹 もちろんハウスは有効利用されている。以前、農業法人、適格法人として報告いただいて、売り上げの部分などある程度はご承知かと思えます。なかなか売り上げの部分も芳しくない部分もありまして、さらに経営上の考えでさらに拡大する。その土地につきましては、今の段階におきましては、三つの作物、通常のレタス、リーフレタス、キャベツの三つで伺っております。

渋谷委員 リーフレタスはハウスを増築するということですか。

斉藤主幹 ハウスの予定は聞いていないのですが、応急措置なのか、獣害に対応するために柵で囲うお話は聞いております。

松田委員 例えば土地のあつせんがあった場合、足りない人を優先するのか、土地の集約を優先するのか、見えかねている部分があるので、教えていただきたい。

斉藤主幹 両方です。集約というのは法律上にも、集約、集積とあります。以前は義務的な部分もあったのですが、法律改正になりまして、積極的に農業委員さんも含めて、集積、集約に努めてください。それは農地を効率的に使うためにも努めて下さいとなっている。当然、農地の足りない方もいらっしゃる。そういうお話は農業委員さんもいただいているかもしれない。その内容はこちらでも記録しておきます。それ以外にも本日、議題にありますあつせん名簿があります。そこにも経営上の面積が記載されておりますので、今後、あつせん等がありましたらこの名簿、この方はこれだけの経営面積でやっていると、一つの判断材料にもなると思いますので、こういうものを活用していただきながら、足りない部分を補い、さらに集積、集約に努めていただきたいと思います。以上で

す。

議長 わかる？

松田委員 わからない。

議長 第一候補、第二候補と順位を決める、当然、本当に足りているのか足りていないのかは、大体調べればわかる。そこを間違うとこういうふうになってしまう。

松田委員 前回のあっせんは、教訓としては・・・

議長 2回続いている、この後、●●●さんの土地も出てきたときに、音別にいった。全地が●●●と手を挙げているのに当たらないでそっちになってしまうようなあっせんはしてはいけない。

松田委員 このあっせんと●●●さんのあっせんは、間違ったあっせんだったという認識を持っているということか。

議長 だと思います。

田代委員 いまのあっせんの話なのですが、それぞれあっせん委員が選ばれて、あっせんをしている。その時の結果については、その中で経営規模なり集約化なり、そういう中ではベストのことで決定している事項だと思うのです。それを違うと言われるとこれからあっせん委員さんが大変難しいのかなというのが一つと、やはりその時のベストな状態で情勢がいろいろ変わった中で、また、3条なりあっせんなりというのは結果論としては仕方ない部分があるのかなというふうに理解をせざるを得ないのかなと思います。

松田委員 お伺いしただけなので、ベストだったのか、ベストではなかったかはわからないし、当然（その当時は）いないので、その中で今回出てきたのは集約と不足ですね、どちらが優先されるのかな。足りない人と、隣に土地を持っている人なのか。隣に土地を持っていて足りなければ、そっちにいけばいい。その場合、どのような判断基準を設けたほうがいいのか。

議長 私が農業委員になったときに、先輩の農業委員から言われて教わったのは、手を挙げて委員をやっている立場上競り合っただけで手を挙げるのではないと先輩に教わった。やはり公平にやったつもりでも世間の目は厳しいですから、その判断を誤らないように、隣接地だからといって手を挙げればそうなのですが、足りない人が出たときにはそこはどちらを取るか。本当に足りないのか、足りているのかをきちっと見渡すことが大事だと思います。

松田委員 足りている、足りていないの判断基準も販売に回しているよと、販売

に回すから足りない、もっと売りたいから。足りないと言えばそこも足りなくなってしまうし、自分のところで食べさせる牛が増えて規模拡大しました。自分のところで食べさせるために買っています。それも足りないですね。広い意味で足りなくなってしまうと、全部が足りなくなってしまう。

議長 それは当然、売って足りないのは二の次になります。

松田委員 二の次という認識で。

議長 売らないで食わせればいい。と思います。

中河委員 今回の件につきましては、我が町のこれからの戦略ということで、蔬菜の生産ということにも絡んで参ります。それと●●●さんについては、経営規模を縮小されました。搾乳頭数を削減して、それで飼料がある程度、余裕があると思います。良心的に理解して。そういうこともあってということで、決着していただきたいと思います。

今後、どのようになるのかわかりませんが、経営規模縮小しているのは確かなので、その辺も考えて、もしそうであるのであれば、やはりもう少し踏み込んで、蔬菜生産を応援していくのであれば、どのように拡大していけばいいのかを、十分、農業委員会もそうですが、農政も含めまして、きちんと協議をして将来的な展望を基にきちんとした理由付けをして、みんなが納得するようなかたちで上げてきてくれた方がよかったのかな。少し説明不足かなと点は否めないと思います。今後の課題だと思いますけれども、そういうことで進めていっていただきたいと思います。

事務局長 今回のことは、町が間に入ったということではないので、あくまでも●●●さんと●●●さんの話し合いの中で、こちら側すると民間と民間の話し合いの中で、そこを譲る譲らないというお話でありました。

中河委員さんが言うように町としても野菜生産というのは重要な位置付けということで、こちらの方は●●●さんにある程度補助金も出していますので、順調に経営を伸ばしていただければなと思います。あくまでも土地のやり取りは、農業委員さんがこの農地ということで認めていただくようなかたちしかないのですが、町側ではできないというのはご存じのとおりだと思うのですが、そういう面も含めて同じ事務局も持っていますので、いろいろと内容をお聞きしながら農業委員さんには情報を出したい。よろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第16号 号別1につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号 号別1につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩、峯田委員入室》

会議を再開します。
続いて、号別2から号別4を審議いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 号別2から号別4までの解約になります。貸主 ●●●様、●●●様、●●●様と借主●●●様の合意解約になります。
解約申入日、解約成立日、解約通知日は3月10日、土地の引き渡日は3月31日となっております。
解約事由は借主の●●●様の離農によるものです。

議長 議案第16号 号別2から号別4の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第16号 号別2から号別4につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号 号別2から号別4につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで私と渋谷委員は会議規則第10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、私と渋谷委員が退席し、職務代理者にこの件につきまして務めていただきたく存じます。

酒井委員、お願いいたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩、林会長、渋谷委員退席》

職務代理者(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 号別5から号別6までの解約になります。貸主 ●●●様と借主●●●様の合意解約になります。

解約申入日、解約成立日、解約通知日は3月10日、土地の引き渡日は3月31日となっております。

解約事由は借主の●●●様の離農によるものです。

職務代理者 議案第16号 号別5から号別6の質疑をお受けいたします。
(酒井委員)

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第16号 号別5から号別6につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第16号 号別5から号別6につきましては、原案のとおり決定いたします。
それでは、ここで議長を交代します。
暫時休憩します。

《暫時休憩、会長、渋谷委員入室》

《議長交代》

議長 会議を再開します。

日程第5 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

なお、号別1につきましては、峯田委員は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。

暫時休憩いたします。

《暫時休憩、峯田委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和3年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、貸主 ●●● 借主 ●●●

号別2、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地になります。合計2筆、面積は、●●●平方メートルになります。賃貸借金額は●●●です。

先ほどの議案第16号にて解約し、賃貸借で契約を結び直したものです。以上、議案第17号 号別1の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
酒井委員をお願いします。

酒井委員 8番 酒井です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第17号 号別1の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号 号別1につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《暫時休憩、峯田委員入室》

休憩を解き、会議を再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 号別2の●●●様の所有地は●●●ほか、合計3筆、面積は、●●●平方メートルになります。賃貸借金額は●●●です。

●●●様におかれましては、再び経営規模を拡大したいとの意向によりまして、現在の経営地から比較的近い箇所で野菜栽培をされるということです。

以上、議案第17号 号別2の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。
中河委員をお願いします。

中河委員 1番 中河です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推

進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われます。

議 長 議案第17号 号別2の質疑をお受けいたします。

對木委員 これ因みに3筆で●●●が借りる予定なのですが、この周辺地にはまだ、●●●様の草地が見受けられるのですか、これはどなたか使われているのですよね。

齊藤主幹 例えば、地番図をご覧になっていただきたいのですが、●●●平方メートルの上の部分とか、●●●の下のところも●●●様の土地なのですが、以前は●●●様が借りていた農地なのですが、解約して、一度●●●様に戻っている状況でした。その時のお話ではご自身で土地を管理するというお話だったのですが、やはり行き届かない部分があったのでしょうか、また、近くには●●●さんがいらっしゃいましたので、普段からお付き合いの関係もあるみたいなので、いま使っていない、管理できない部分の土地、なおかつ、ここの土地の3箇所の部分については、今栽培している野菜は豆が主ですが、豆以外にもジャガイモ等、20種類程度の野菜を作っているのですが、ここの場所もそれに適している。去年から試験的にやっていたみたいなので、特にここの3箇所が適しているということで、お借りしたいとの申し出がありました。

残った土地はそのままの状況で、ご本人が引き続き管理していただくような、農地の体裁を保っていただき、遊休化しない程度に管理していただく。

議 長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号 号別2につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第18号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第18号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」。
利用状況調査の結果に基づき、農地法第3条の許可基準である下限面

積についての基準設定の必要性の有無について、本会の審議を求める。

令和3年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

次のページをお開き下さい。

農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無についての調書。

本議案につきましては、昨年皆様方に調査をしていただいた、利用状況調査の結果を基に作成しております。内容としては、調査①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第3項第1号関係）、また調査②「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地。これらについて調査をした結果、表の一番下の欄になりますが、「農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果について」です。

白糠町では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」及び「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地」は確認されていないことから、農地等については、おおむね適正に利用されていると判断される。

【別段面積（下限面積）の設定の有無について】

白糠町内における営農条件は、おおむね全地区で同一として判断し、平均的な経営規模（設定区域）を町内全域で統一しており、それらの条件の下、農地又は採草放牧地について農地法施行規則第17条第1項（農地等を耕作等の事業に供する者の総数のおおむね40%以上が2ヘクタールを下回る場合）及び第2項（耕作放棄地等が相当度存在することによる新規就農の促進の場合）と照らし合わせると、実態に適さない別段の面積（下限面積）となるため、白糠町における別段の面積（下限面積）の設定の必要性は無いものと判断し、別段の面積（下限面積）は、農地法第3条第2項第5号の定めによる面積（北海道では2ha）のとおりとする。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、農地法第3条の許可基準である下限面積についての基準設定の必要性の有無についての審議であります。

内容につきましては、昨年、皆様に実施していただきました、利用状況調査の結果を基に、白糠町内における農地の適正利用について検証し、白糠町における下限面積の設定の必要性は無いものと判断し、白糠町における下限面積は、農地法第3条第2項第5号の定めにより2ヘクタールとするという内容であります。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

通り一辺倒で朗読させていただきましたが、内容的には下限面積、北海道の基準が2ヘクタールとなっています。それに準じて白糠町も2ヘクタールにしますと、その基準が各農家さんの経営している農地面積の平均値から算定してくださいと、大体の農家さんは2ヘクタール以上持っています。最近の数値では、70町歩程度ありますので、2ヘクタールどころか経営上使っているということになりますので、下げる必要はないと、2ヘクタール以下に下げる必要はないということになります。

ただ、管内では釧路町、道南の一部では2ヘクタール以下のところがあります。大体が2ヘクタール以上ということで、下限面積を下げる必要がないという内容です。

議長 議案第18号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第19号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」についてを議題といたします。

なお、議案中、号別2につきましては、渋谷委員は会議規則10条の規定より関わりがあり、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。暫時休憩いたします。

《暫時休憩、渋谷委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第19号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」
下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和3年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、法人の名称 ●●●

号別2、●●●

号別3、●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

号別1の●●●におかれましては、今回が初の提出になります。

農地の利用権設定は、令和元年12月27日から賃貸借権、令和2年6月1日からは農地法第3条による賃貸借により、●●●ヘクタールの経営地を有しております。構成員は●●●となっており、うち1名が農地の

提供者であります●●●様であります。先日の視察時におきましては、今後の計画も示されておりましたが、最終的には●●●頭まで拡大することですので、生産体制が完備された後の報告書では売上が安定してくると思われまます。

以上、議案第19号 号別1の説明とさせていただきます。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号 号別1につきましては原案のとおり決定しました。
暫時休憩します。

《澁谷委員入室》

休憩を解き、会議を再開します。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 号別2 ●●●、号別3 ●●●になります。
確認書の要件であります、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。
また、売上高には「農業」と「その他事業」に分かれています。農業の部分で、その他事業と比較して十分に過半を満たしておりますので、適合しております。
その他の項目につきましても要件を満たしていると考えております。
これをもって、議案第19号 号別2と号別3の説明とさせていただきます。

議長 議案第19号 号別2と号別3の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号 号別2、号別3につきましては原案のとおり決

定しました。

日程第8 議案第20号「令和3年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第20号「令和3年度あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認」
白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領第1項の2に基づき、あっせん譲受等候補者名簿登録者の確認について本会の審議を求める。

令和3年3月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、「北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づきまして、作成を義務づけられているものであります。

名簿の調製は、令和3年3月31日現在65歳以下の方と、66歳以上ではあるが、後継者のいる方を登載しております。昨年と比較しますと、昨年の登録者54名に対しまして、今年度は4名減となっております。新規登録者はありません。登録抹消者2名、年齢要件により2名の減となっております。

これをもって、議案第20号の説明とさせていただきます。

議 長

それでは1ページごとご覧願います。

番号1の●●●さんから番号17までの●●●さんまでになります。

よろしいですか。

(出席委員) (なし)

議 長

なければ、次のページに移ります。

番号18の酒井委員から番号25までの●●●さんまでになります。

よろしいですか。

(出席委員) (なし)

それでは次のページになります。

番号26号の●●●さんから番号35までの●●●さんまでになります。

中河委員

自分のことなのですが、専従に●●●が載っておりますが、いまは他で実習しておりますので、非専従ということでお願いいたします。

議 長

削除をお願いいたします。

他ありませんか。

渋谷委員

これはいつ付けをもって、今月末に息子が帰ってくる。

齊藤主幹

住基情報と照合しております。年に1回、住基情報と固定資産の情報を照合しております。転入等があれば、対象であれば名簿に登載しま

すので、そのタイミングがいまの時期になります。

議長 なければ次にいってよろしいですか。

(出席委員) (なし)

次のページになります。
番号36の●●●さんから番号50までの●●●さんまでになります。

議長 よろしいですか。

(出席委員) (なし)

議長 あらためて、議案第20号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第9 議案第21号「農用地等のあっせん申出」についてを議題と
いたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 議案第21号「農用地等のあっせん申出」
下記の者より農用地等のあっせん申出があったので、白糖町農地移動
適正化あっせん基準に基づき、あっせんについて候補者の選定及びあっ
せん委員を指名する。

令和3年3月24日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、申出者、●●●

続きまして、内容についてご説明いたします。

次のページになります。

この度のあっせん申出は売買であります。農地の所有者であります●
●様より申し出がなされたものであります。

図面をご覧いただきながら説明させていただきます。

右に全体図ということで、●●●様のご自宅は①にありまして、上茶
路地区の●●●様の自宅周辺地から上の方に向かひまして、右股の奥地
④の●●●様までの範囲に及びます。●●●様の自宅から●●●様まで

は11キロメートル程度になります。団地分けは4つに区切らせてもらいます。団地合計面積は、●●●平方メートルの面積となります。一枚めくっていただきますと、団地毎の地番図になります。地番図①につきましては、中心より右上のところに●●●の上が●●●様のご自宅になります。全部で●●●筆、面積が●●●平方メートルの所有地となります。右の地番図②におきましては、ここにつきましては、合計●●●筆、面積は●●●平方メートル。さらにめくっていただきますと、地番図③と④があります。地番図③につきましては、●●●さまの自宅周辺地になります。●●●筆、●●●平方メートルの面積となっております。地番図④につきましては、合計で●●●筆、面積では●●●平方メートルの面積となっております。ただ、航空写真を見てもすべてを農地で使うことは難しいので、山の部分も結構混在している状況ですので、あっせんになりましたら、農地と山の部分の区分けが必要になってくると思います。場合によっては現況証明の対応の箇所も出てくると思いますので、区分けが必要ということと、農地は農地で算定するのですが、現状使っていない部分もあると伺っておりますので、以前は農地として使っていたのですが、申し出は農地としていただいているのですが、農地から外すという作業、イコール現況証明になるかもしれませんが、そういう対応が必要になってくると思われまます。

これをもって、議案第21号の説明とさせていただきます。

議長 質疑に入る前に、「申し出内容の不適正な事実の有無」について確認したいと思いますが、不適正な事実はないでしょうか。

(出席委員) (なし)

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これよりあっせん委員の指名に入りたいと思いますが、あっせん委員の数、委員の指名について、どのような方法で取り進めたらよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

中河委員 事務局に一任いたします。

議長 事務局に一任でよろしいですか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
暫時休憩します。

《暫時休憩》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

これより、あっせん委員の指名を行います。

あっせん申し出地については、白糠町農地移動適正化あっせん事務実施要領に基づき、あっせん委員の指名を行います。

あっせん委員は、1番 中河委員、2番 田代委員、3番 對木委員、6番 石田委員以上4名とします。

申し出に伴い、あっせん委員会の取り進めについて、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後2時37分)